**下水道管きょの使用に関する「標準下水道条例」の一部改訂**

**（平成13年7月）**

　平成12年11月に行われたIT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた「線路施設の円滑化について」により、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバー網の整備を推進するため、下水道に関しては、第一種電気通信事業者による下水道管きょの使用に係る標準的ルールを作成するこことされ、平成13年3月に「下水道管きょの使用に関するガイドライン」が策定された。本ガイドラインのポイントとしては、対象管きょの範囲・使用基準等の明確化による透明性の確保、手続きの迅速化、複数事業者が申請する際の公平性の確保、適正な空間使用料の算定等があげられる。

　これを受け、標準下水道条例に、暗きょに電線等を設け、継続して排水施設を使用する者は、市（町村）長の許可を受けなければならないこととし、許可するに際しての標準的ルールが定められた（標準条例第21条から第21条の8まで、及び第22条）。

**【標準下水道条例】**

（専用）

第21条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市(町村)長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

一　公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的

二　公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間

三　公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所

四　占用物件の構造

五　工事実施の方法

六　工事の期間

七　公共下水道の復旧の方法

２　市(町村)は、前項の許可を受けた者から、次の表に掲げる占用料を徴収する。

(表略)

（暗きょの使用に係る調査）

第22条の２　公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分(以下単に「暗渠」という。)に電線又は下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第十七条の三に規定する物件(以下「電線等」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠についての使用の可能性を確認する調査(以下単に「調査」という。)を市(町村)長に申請しなければならない。

２　市(町村)長は、第一項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

（暗きょの使用）

第21条の３　暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市(町村)長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　暗渠の使用の目的

二　暗渠の使用の期間

三　暗渠の使用の場所及び電線等の設置箇所

四　電線等の構造

五　工事実施の方法

六　工事の期間

七　公共下水道の復旧の方法

２　前条第一項に規定する調査を申請した者が自ら当該調査を行った場合においては、前項の申請書に当該調査の結果を記載した書面を添付しなければならない。

（暗きょの使用に係る許可の基準）

第21条の４　市(町村)長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

一　暗渠について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

イ　電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。

ロ　電線等を敷設する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。

ハ　電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

ニ　電線等の敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

ホ　電線等は、原則として電圧のかからないものであること。

ヘ　その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

二　申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市(町村)長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

三　申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと(許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。)であったことを含む。)がないこと。

四　申請者が法人である場合、その役員のうちに前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

五　申請者が個人である場合、その支配人のうちに第三号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

六　申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

七　暗渠の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあっては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等(変更の許可等も含む。)の取得が可能であると見込まれること。

八　使用の申請に係る暗渠において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。

２　市(町村)長は、申請者による使用の申請があった日から一月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

３　市(町村)長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

４　市(町村)長は、第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

５　市(町村)長は、第一項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料(以下「暗渠使用料」という。)を徴収する。

（許可の条件）

第21条の５　市(町村)長は、前条第一項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

一　使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市(町村)長に対して自己の責に帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

二　使用者は、暗渠の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

三　使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

（占用期間）

第21条の６　第二十一条第一項の規定による占用の期間は、五年以内とする。

（使用期間等）

第21条の７　第二十一条の三第一項の規定による使用の期間は、五年以内とする。

２　市(町村)長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第二十一条の四第一項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市(町村)長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可の取消し）

第21条の８　市(町村)長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

一　使用者が暗渠に敷設した電線等が第二十一条の四第一項に規定する基準に該当しなくなった場合

二　使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合

三　使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合

四　使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合

五　使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合

六　使用者が使用条件に違反した場合

七　前各号に掲げる場合のほか、市(町村)長が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

（原状回復）

第22条　第二十一条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市(町村)長が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

２　市(町村)長は、第二十一条第一項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

３　市(町村)長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第二十一条の五の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。

４　市(町村)長は、第二十一条の五の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適当であると認めたときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。